

世界平和統一家庭連合(以下「統一協会」という)に対する解散命令決定(東京地裁令和7年3月25日付＝以下「本件決定」という)の分析

弁護士 郷路 征記

第1 総論

1 証拠とされた民事判決への私の関与

(1) 32件の民事判決には2つの訴訟類型がある

本件決定の事実認定の中核的証拠は32件の民事判決(本件決定書3頁6～10行目・以下本件決定からの引用について「本件決定書」の記載を省略する)である。そのうち、私が代理人として訴訟を遂行した事件が4件あるようである。32件の民事事件は請求の構成の視点で見れば、明確に2つに別けられる。私が担当した事件はすべて、正体を隠して勧誘する統一協会の伝道・教化課程が違法であり、信仰の自由を侵害するという主張を行った訴訟(以下「信仰の自由侵害型訴訟」という)である。残りの中に何件か同じ請求の訴訟があるかもしれない。私が知っている限りでは、同種の訴訟は地裁判決をカウントすると外に7件ある。それらのすべてあるいは一部が32件の民事事件のなかにカウントされている可能性がある。しかし、その余の大多数の事件は個別の献金の毎に畏怖困惑等させられて意思決定の自由が阻害されたことを請求原因とする訴訟(以下「畏怖困惑型訴訟」という)である。

2つの訴訟類型は、目的とすることが統一協会への献金等は損害でありその返還を求めるという点は同じだが、それに至る主張や立証は全く別種の訴訟と言っていいものである。畏怖困惑型訴訟は詐欺、脅迫等民法所定の意思表示の瑕疵をもたらす行為の外延にあたる、畏怖困惑させる行為等を不法行為法上の違法性の要件としたものであり、信仰の自由侵害型訴訟は、意思表示の前提となる判断基準を違法に改変することを不法行為の要件としたものだからである。

(2) 勝訴原告の半数近くを担当した

私が遂行した事件は、本件決定によれば、32件のうち統一協会に対して初

めて提起された訴訟として記載されており（2頁24～26行目・札幌地裁平成13年6月29日に判決が言渡された事件・以下「甲事件」という）、かつ、最後に一審判決が言い渡された訴訟としても記載されている（47頁21行目・令和3年3月26日、東京地裁で判決言渡しの事件・以下「AKH事件」という）。記載されていないが、その外に札幌地裁平成24年3月29日判決の事件（以下「乙事件」という）と同地裁同26年3月24日判決の事件（以下「丙事件」という）がある。32件の民事判決が裁判で争われた全期間にわたって、私はほぼ休みなく、統一協会に対する裁判を継続し続けてきたのである。

本件決定によれば、32件の民事判決のうち、統一協会に対し確定的な勝訴判決（一部勝訴も含む）を得ている原告は26件139名とされている（48頁24行～26行）。私が担当した事件の原告のうち、勝訴の確定判決を得ているものは合計60名であるから（甲事件17名、乙事件37名、丙事件3名、AKH事件3名）、全体の43%を占めている。

私は統一協会に対して上記各訴訟を行う目的を、正体を隠した勧誘は違法であることを判決で確定させ、その認識が国民の法的な常識として根付き、その結果統一協会等が正体を隠した勧誘をできなくなるようにすることと考えていた。それが統一協会による被害を防止する道筋の中で、私のできることだと考えたからである。私の目的は思わぬ形で実現していたのかもしれない。本件決定は平成27年統一協会の名称変更に際し、文化庁が、名前を隠しての宗教活動を行わないように厳正に指導したという事実を認定（78頁7～8行目）している。その指導に統一協会が真面目に従ったとすれば、私の活動は、今まで知らなかったけれども、現実的な成果をあげていたわけである。

2 本稿の目的

本稿において私は本件決定を批判することを意図していない。私は、私が遂行した訴訟の判決以外の判決を本稿のために分析していないし、本件決定が事実認定のために用いたその他の証拠を見ることもできないからである。そして私は、本件決定の論理と結論に全面的に賛成しているからである。したがって

本稿の目的は、私の、統一協会の不法行為の本質等についての現在の認識（私としては、4件の訴訟を遂行した当時の認識よりも進んでいると考えている）によって、本件決定の論理に従いながら、事実の面でそれを補強するということである。

なお、私の現在の認識のうち、青年に対する伝道・教化課程とその違法性については令和6年7月6日実施された日弁連夏季消費者セミナーにおける基調報告（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/human/consumer/240706_report.pdf）を、結婚した女性（以下「壮婦」という）に対する伝道・教化課程とその違法性については、令和4年9月22日に実施された第4回靈感商法等の悪質商法への対策検討会への報告（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/assets/consumer_policy_cms104_220927_1.pdf）及び山上徹也被告の母親を例にした私の講演（<https://www.youtube.com/watch?v=E-b9a9L2t2Q>）を参照していただきたい。

3 略称について

本論に入る前に本件決定で用いられている「献金勧誘等行為」という略称について検討する。本件決定は「利害関係参加人（以下、判りやすさのために、引用の場合は「（統一協会）」と表記する）の信者等による献金及び物品購入等の勧誘行為並びに入信勧誘及び教育・指導行為」を「献金勧誘等行為」と略している（3頁2～3行目）。しかし、この略称では「入信勧誘及び教育・指導行為」の部分が読む人々の意識から抜け落ちてしまう可能性を否定できない。そこで私は上記行為について、本稿では、「献金・入信等勧誘等行為」という略称を用いることにする。一貫性のために引用でも（献金・入信等勧誘等行為）と表示する。又、分けて用いることが適切な場合には献金等勧誘等行為、入信等勧誘等行為と表示する。

4 献金・入信等勧誘等行為の類型的傾向

本件決定の事実認定の特徴は32件の民事判決において不法行為の成立が認められた統一協会信者の献金・入信等勧誘等行為に類型的傾向を見出している

ことである。

(1)類型的傾向の1－特徴

まず不法行為と認定された献金・入信等勧誘等行為にみられる特徴が認定されている。要旨、以下のとおりである。

- ・ 何らかの困難な事情を抱えていた原告らは
- ・ 信者から深刻な問題の多くは、怨恨を持った霊の因縁等のせいで引き起こされており
- ・ 幸せに暮らすためには献金をして地獄で苦しんでいる先祖を解怨をすることが必要であるとする教育や指導を繰り返し受けていた。

上記の教育や指導を繰り返し受けるなかで、深刻な事態を免れるためには献金や物品購入等をしななければならないと告げられ、これに応じて繰り返し献金や物品の購入等をしていった。その結果、金融業者、親族から借財する等、本人や近親者等の生活の維持に重大な支障が生ずる事態が発生していた（70頁①）。

(2)類型的傾向の2－背景事情

次いで、本件決定は上記特徴を有する献金・入信等勧誘等行為が生じる背景事情について、要旨、次のとおり認定している。

（統一協会）の信者は、信者を獲得し、献金等させることを目的に、（献金・入信等勧誘等行為）をしていた。（献金・入信等勧誘等行為）の内容は（統一協会）の教理と密接に関連し、それ自体が教理の実践とされていた（70頁②）。

(3)上記(1)、(2)と2つの訴訟類型との関係

上記（1）の特徴の認定は、畏怖困惑型訴訟の特徴が主体であるが、以下のとおり、その訴訟類型から抽出しにくい特徴がある。「教育や指導を繰り返し受けていた」という特徴は畏怖困惑型訴訟類型とは親和性が低い。他方、信仰の自由侵害型訴訟では教育・指導等による「信念」の形成と、形成させた「信念」につけ込んで献金等を繰り返し働きかける勧誘行為を問題にするので、その点と親和性がある。

上記（2）の背景事情は入信等勧誘等行為にかかわっている。それは、信仰

の自由侵害型訴訟の主要な内容である。畏怖困惑型訴訟とは関連性がうすい。畏怖困惑させる行為がなされる動機、状況等、「背景事情」として考慮される要素の一つにすぎない。

5 統一協会には不幸の原因・それからの救済論が2つある

本件決定が認定した上記（1）の特徴は、統一協会が伝道・教化課程で教える不幸の原因とそれからの救済論のひとつである、名付けるとすれば、「不幸の原因＝因縁・先祖解怨等による救済」論の内容である。そして、私の現在の認識では、その外に「不幸の原因＝墮落・メシアによる救済」論というもうひとつの類型が統一協会の「不幸の原因・それからの救済」論として存在し、それが青年、壮婦の伝道・教化課程で繰り返し教育・指導されている。

「不幸の原因＝墮落・メシアによる救済」論の内容は、「私」は人類の一員として人間始祖の犯した原罪により墮落した罪人であること、墮落によって万物（人間以外のすべての物）以下に墮ちている「私」は、万物（現代では金銭）を神に捧げて元の位置に復帰していかなければならないこと、罪人であることの根源である原罪を脱ぐためにはメシアが必要であること、メシアに原罪を脱がせてもらうためにはよこしまな心等を克服した人間になっていなければならないこと、そのためには自己犠牲の生活＝精誠を尽くした献金・命がけの経済活動・命がけの上に愛を込めた伝道活動＝に従事して心を磨かなければならない（修行のイメージといえる）ということである。

そのような2つの原因・救済論が、巧妙に組織された統一協会の伝道・教化活動によって統一協会員に、信仰に裏づけられた「信念」として形成されている。このような「信念」を持たされているので、それにつけ込んで献金や物品購入や無償労働の勧誘が行われ、それへの応答として献金等がおこなわれるのである。したがって、献金するとの意思決定をさせるために、脅したり困惑させることは、原則的に必要ではない。だから、「信念」が存続する期間（人によっては生涯続く。信仰に裏づけられているからである）にわたり、高額から少額までの献金や無償労働が繰り返され、その累積によって本人や近親者の生活の維持に重大な支障が生ずる事態が発生するのである。

以上、要約すると2つの原因・救済論が統一協会の伝道・教化課程で受講生の「信念」になるまで、多様な手法で植え込まれ、主に実践課程に入ってから、その「信念」につけ込んで献金等勧誘等行為が信者に対しておこなわれ、信者によって市民に対して入信等勧誘等行為がおこなわれているのである。統一協会信者は2つの道筋で献金等を迫られるのである。

「不幸の原因＝墮落・メシアによる救済」論は、畏怖困惑型訴訟では、論理的には、主張・立証の対象とならない。他方、信仰の自由侵害型訴訟では、主張・立証の主要な対象なのである。

6 背景事情にかかわる重要なこと

私の現在の認識によれば、入信等勧誘等行為には、上記（2）の背景事情に加えて、次のような重要なことがある。

統一協会の伝道課程への勧誘は正体と目的を隠しておこなわれ、教義（本件決定の用語である「教理」と同義）を教える時には、それが統一原理という統一協会の宗教教義であることを隠して真理である、事実であるとして繰り返し教え込まれ、正体を知らされてもいない状態で文鮮明が再臨のメシアであることは真理であるとの認識を持たされ、その認識を基礎に人為的手法でその認識を「信仰」しているというレベルに深めさせられる。そして、統一協会の信仰を持たされるまで、すなわち引き返すことが不可能となるまで、精誠を尽くした献金等救済を受けるために、そのための対価としての関係をもたされ自己と他者に被害を加えることになる宗教的実践課題と、救済の具体的方法（自主的選択ではない信仰によるもので、本人の意志が否定されている、教祖による合同結婚）が隠されている。

これらの点も、畏怖困惑型訴訟ではほとんど主張されていないのだと思われる。他方、信仰の自由侵害型訴訟では欠かすことのできないものである。

7 本件問題状況の認定とその重要な役割

本件決定は、献金・入信等勧誘等行為について上記（1）、（2）のとおりの特徴と背景事情を認定したあと、32件の民事判決で不法行為とされた献

金・入信等勧誘等行為については以下のような「本件問題状況」（以下の①、②、③の略称として用いられている）が存在していたと認定している（73頁26行目～74頁15行目）。

- ① 入信前から自身や親族に、複雑な家族環境、不幸な出来事、困難な事情等を抱えている者に対し
- ② （統一協会）の教理を伝道する過程で、教理に関連して、様々の深刻な問題と因縁等とを結び付けた教育、指導及び献金等の勧誘を反復継続し、
- ③ その結果、生活の維持に重大な支障が生ずる支出という結果が反復継続されるというおそれがある状況が生じていた。

本件決定は、この「本件問題状況」が現実化した際にみられる事実関係が32件の民事判決で具体的に主張され、それが判決によって認定された（74頁23～25行目）だけでなく、訴訟上の和解及び裁判外の示談が成立した者についても、「本件問題状況が現実化した際に（献金・入信等勧誘等行為）にみられるものと同様の事実関係を、具体的に指摘して（献金・入信等勧誘等行為）につき被害を訴えている」（75頁22～25行）と認定している。そして、それらすべての場合について、「本件問題状況」の存在を主要な根拠に、後記の本件判断基準の下で、統一協会の信者による献金・入信等勧誘等行為につき不法行為が成立すると認めている（75頁23行目～76頁12行目を要約）。

すなわち、「本件問題状況」は、訴訟によって事実が認定された32の民事判決を根拠に認定されたものであるが、訴訟上の和解及び裁判外での示談という、判決によるような厳密な事実認定を経ていないケースについても、その存在を根拠として、統一協会の献金・入信等勧誘等行為の不法行為性が認められるとされているものなのである。それが、昭和50年代後半から平成21年までの期間における被害の類例のない膨大さ（77頁12行目）という認定を生み出しているのであるし、それ以降についても被害の看過できない残存という認定を生み出しているのである。

8 被害を生み出す深刻な問題状況について

本件決定の「本件問題状況」という認定について、私の現在の認識にしたがって考えてみると、次のとおりの状況が存在している（以下、「被害を生み出す深刻な問題状況」という）。

①正体を隠した勧誘によって、統一協会の伝道・教化課程に誘い込まれ、正体を隠し宗教教義であることも隠された繰り返しの、かつ信者になってからの実践課題が隠された講義によって、統一協会の教義とは知らないまま、それを真理であると確信させられ、また統一協会の教義には存在しない因縁の存在を実感させられ、

②因縁の影響を回避するためには教義には存在しない先祖供養、教義とは矛盾する救済方法であるにもかかわらず、教祖が作り上げた救済方法であるということによって先祖解怨・先祖祝福をすることが必要だという信念（判断基準）を持たされ、

③原罪を脱いで救済を受けるためには、献金をしなければならない、母の国日本の使命として経済（万物復帰）で韓国と世界の統一協会を支えなければならない、そうしなければ日本が沈没するという強固な信念（判断基準）を持たされ、

④救われるためにはアベル（宗教上の上位者）に対して絶対的に服従しなければならないという教えを真理と信じさせられ、神のための行為は善であるという教義を信じさせられて善悪の判断基準を転換させられ、社会的に相当性を欠いた、場合によっては犯罪に該当する行為を、正しいこととして順次実践させられることによって、組織（アベル）の命令であればそのような行為をすることに倫理的抵抗感を失わされてしまった、すなわち、組織に隷従させられた信者達を作りあげられており、

⑤その信者達が、献金・入信等勧誘等行為について長期の実践の中で、いわば人を騙すノウハウを蓄積・共有していて、信者に対し繰り返し献金等を行わせ、一般市民の救済のためという「理想」を持たされて、国民に対し違法な入信勧誘や物品の販売を、強い熱意と使命感を持って行うという状況を生じさせていたのである。その加害の本質は信仰の自由を侵害すること、そのことによ

って財産権、幸福に生きる権利、人生の自己決定権を奪っていくということなのである。

⑥そのような信者たちを指揮し命令を発するのは韓国統一協会本部であり、具体的には、現在では、韓鶴子である（昭和50年代後半から平成24年までの期間は文鮮明である）。すなわち、日本の法律には拘束されず、他国の現職首相に対して「岸田をここに呼びつけて、教育を受けさせなさい」などと発言した人物が絶対的権力を握っているのである。そして、日本の統一協会とは、その発言に対して、拍手し歓声をあげつつ「はい」と応じる日本人幹部信者が多数いる組織なのである（2023年7月3日放映・報道1930・<https://www.youtube.com/watch?v=iZFroXOAM5E>）。

以上のとおりの、被害を生み出す深刻な問題状況が全国的に、しかも、多くみられたのであり（76頁20～22行目）、その結果、後記の「コンプライアンス宣言」以前において「類例のない膨大な規模の被害が生じていた」（77頁12行目）のである。

9 「コンプライアンス宣言」について

(1) 本件決定の認定

本件決定は、いわゆる「コンプライアンス宣言」について詳細な証拠の検討によって、被害申告件数の減少傾向が本件問題状況に対する実効的な対策が講じられたことを直ちに示すものではない（8頁3～4行目）し、本件問題状況は相当に根深い（88頁21行目）ものであるのに、抜本的な対策（本質的で実効性のある対策）が講じられたとはいえない（89頁6行目～93頁21行目）と認定している。したがって、それ（本件問題状況）は、現在においても、看過できない程度に残存していると解するのが相当である（94頁21～23行目）とし、そのことを根拠のひとつとして、本件決定は、平成22年以降についても、「なお看過できない程度の規模の被害が生じているということができる」と認定している（97頁9～10行目）。

(2) 「コンプライアンス宣言」の欺瞞

ア ほとんど公表されない

「コンプライアンス宣言」とされている平成21年3月の「信者らの献金勧奨 勧誘活動及びビデオ受講施設等における教育活動等に対する指導について」（34頁6行目～35頁26行目）と題する声明（以下、「本件指導基準」という）、及びそれに関連する公文等本件決定がコンプライアンス関連として認定するその他の8件の文書（33～40頁）のうち、対外的に、社会に対して公表されているものは本件指導基準と平成21年2月13日付の「全国責任者会議における『教会指導者に対する注意と指導』」との公文（33頁17行目～34頁5行目）のみである。その他の文書は公表されておらず、社会にとってその存在も明らかではない。例えば、物販伝道（伝道対象者の選別のために印鑑等の物品を因縁を用いて販売することを伝道課程の前に置く方法。

（有）新世等が特商法違反で処罰された手法で靈感商法の手法を伝道活動に転用したものである。→87頁6～14行目）の廃止を通知した公文も、正体隠し伝道の禁止にかかわる公文等（36頁4～6行目、38頁3～24行目）も公表されていない。

イ 発出の目的は組織存亡の危機への「対策」

そして、その全てをつうじて、その内容は、民事事件、刑事事件の責任を認め、原因を究明して再発を防止するための対策を示すものではない。勿論、社会や被害者への謝罪は対外的にも対内的にもなく、反省も全く示されていない。当時、統一協会会長が下記の有限会社新世に関する刑事事件を受けて辞任した際の記者会見でも、「信者の経済活動に法人が指導・監督する立場にない」と開き直っている。

本件指導基準はそもそも、有限会社新世等に対する、刑事摘発（28頁10行目～32頁16行目）によって組織の存亡の危機を感じた統一協会が、警察によるそれ以上の捜査を回避するために必要な「対策」としておこなったものとされている。なお、統一協会の危機感は、この時期に解散命令を受けることを想定し、残余財産の帰属先をダミー宗教法人天地正教と決議していることからもうかがうことができる。したがって、その内容は、それまでの献金・入信等勧誘等行為を変えるものでは全くなかったのである。例えば「霊能者」を装

った人物による霊能力を利用して脅すことによる献金の奨励・勧誘行為をしないと本件指導基準には記載されている。この点、従前は妙高院貴子などと称する「霊能者」役の信者が、因縁で脅して献金させていたのだが、それを四柱推命などの手段に変えて脅すようになったというだけなのである。

正体隠し伝道についての「対策」が通知されたのは、名称変更に際して文化庁から厳重に指導されたことが直接的な契機であろうし、「献金奨励の際の禁止事項」等が通知されたのは、安倍元首相銃撃事件後の山上徹也被告の母親が1億を超える献金をして、自己破産までさせられていたという事態が報道され、社会的に批判が燃え上がったことへの「対策」のためであろう。いずれも、統一協会による内発的なものではなく、組織存亡のおそれのある外的な危機に際しての「対策」にすぎないのである。

ウ 被害を生み出す深刻な問題状況の温存

すなわち本件指導基準とその余の文書による「対策」は、被害を生み出す深刻な問題状況をあくまでも温存しつつ、対外的批判を回避するために、当面批判の対象となる行為が信者によって行われないようにするためのものにすぎない。それは、次のことから明らかである。

①信者が正しいと信じ、「信念」（判断基準）として内面化している、献金・入信等勧誘等行為に密接に関係し、その実践としておこなわれてきた教義（例えば、万物回帰、母の国等）に対する検討は何一つ行われていない。

②教会長等の幹部（「信仰」が堅固であり、生活を統一協会に依存している等の理由で統一協会に抗うことができないという特性が強い）を除く一般の信者に対しては、本件指導基準やその後の公文等が発出されたということ自体が告知されていない。ほとんどの一般の信者達は、被害を生み出す深刻な問題状況が現実化した入信等勧誘等行為によって信者となったものであり、信仰の自由を侵害され、その状態が継続している統一協会の被害者なのである。したがって、統一協会が被害を生み出す深刻な問題状況の解決を目指すなら、まず、被害者たる信者達に真実を告げ、謝罪すべきなのである。一般信者に対して、本件指導基準等による指導監督がおこなわれた証拠のないことは本件決定が認定するとおりである（89頁18～24行目）。

③そして、本件指導基準が発出されたという平成21年以降も一般信者達は、それ以前と変わらない献金・入信等勧誘等行為にさらされ、経済的収奪と無償の労働力提供の対象にされている。

本件指導基準発出以降（平成22年）の献金の支払等につき不法行為が成立したと判断されたのは32件の民事判決のうち2件の3名に対してであると認定されている（78頁24～26行目）が、そのうち2名は私の担当したAKH事件のK、H原告である。2人とも平成25年には脱会しているのだが、平成22年から脱会までの4年間の献金額が2人とも600万円を超えており、名目は先祖解怨関係が多い。2人とも「コンプライアンス宣言」のことなど何も伝えられておらず、統一協会とは、以前と全く変わらない関係を維持させられていた。

平成22年以降の献金の支払い等について訴訟上の和解をした原告は9名であると本件決定で認定されている（53頁17～18行目）。それ以外に私が担当した原告が1名いる。その原告の場合、被害総額8100万円余の請求をして、9000万円の和解を成立させている。8100万円余の請求のうち、平成19年から平成22年までの献金額が約5000万円、平成23年から退会した平成27年までの献金額が約3000万円である。

この原告の場合、（有）新世とその代表者の統一協会員その他が特商法違反で有罪とされたとの全く同じ手法で、（有）新世の事務所で、印鑑を売りつけられた。その後、南東京教区のビデオセンターと教育研修センターで「教育」され、南東京教区豪徳寺教域に所属させられていた。しかし、平成21年2月の南東京教区事務所等への搜索差押、平成21年3月の本件指導基準の発布やコンプライアンスのことなど、全く知らされることなく、上記のとおり、継続して献金をさせられ続け、伝道活動をされられ続けていたのである。

エ 被害はいつでも再発しうる状況

以上のとおり、本件指導基準とその余の公文等は、被害を生み出す深刻な問題状況をそのまま温存させて当面对外的に問題を発生させないようにしたものというのが実態である。したがって、被害を生み出す深刻な問題状況は、社会からの批判が止み、一国の首相を呼び捨てにする人物が意思決定をして指揮命

令をすれば、いつでも従前の、あるいは新しい形での献金・入信等勧誘等行為を展開する力を保持したまま、現在も存在しているのである。被害はいつでも再発しうる状況なのである。

そのことは、昭和63年に、内発的な反省なしに靈感商法をやめざるを得なくなった統一協会が、その直後から靈感商法の手法を壮婦の伝道課程（その後、青年にも）に転用して、被害を生み出す深刻な問題状況を活用して、より甚大な被害を作り出した事実からも明らかである。

10 「コンプライアンス宣言」後についての本件決定の認定は至極当然

上記の、私の現在の認識からすれば、「コンプライアンス宣言」後について「（統一協会）の信者により行われた不法行為に該当する（献金・入信等勧誘等行為）について、・・・途切れることなく続いており、なお看破できない程度の規模の被害が生じているということが出来る」（97頁7～10行目）という本件決定の認定は、至極当然な評価なのである。

11 解散させる以外にないという結論について

「（統一協会）の信者により行われた不法行為に該当する（献金・入信等勧誘等行為）の態様は（「対象者を欺いて、宗教の自由を侵害し、隷従させて人生を支配するというもので、きわめて」）悪質」（100頁14～15行目）なものである（（ ）内の「 」は私の認識を記載したものである。）。

従って、（統一協会）に解散を命ずることは必要であり（100頁9行目）、かつ、やむを得ない法的措置である（107頁7行目）という本件決定の判断は極めて妥当である。

第2 各論

以下、本件決定の「第3 当裁判所の判断（19頁3行目以降）」について、事実の追加等があった方が良くと考えた部分について述べる。記載の順序は、本件決定への登場順である。

1 予算

ア 認定

統一協会の予算は、地方組織の予算も含めて、統一協会の本部が統括している（21頁2～3行目）。

イ 交渉における一貫した嘘

統一協会と裁判外の示談交渉を40年近く行ってきて、担当者が漏らす言葉等から私が理解していたことは、次のとおりであった。

- ① 弁済金について本部からの支払い、援助はない。
- ② 請求人の元所属組織の、これからの収入のなかから捻出して支払っていく。
- ③ しかし、示談内容は本部の許可が必要である。
- ④ ②を理由に少額長期の分割支払いを提案してきた。

しかし、本部が地方組織の予算も統括しているということであれば、上記①、②は④のような示談に応じさせるための嘘だったのである。

2 靈感商法の脱税構造

ア 認定

高麗大理石、壺等は輸入されて、各販売会社から特待約店を通じて委託販売員によって販売されており、また、委託販売員は、印章の販売も行っていた（23頁2～5行目）。

イ 委託販売員を装って販売

統一協会の地方組織に対応する販売会社が組織されていた。これも商業法人の外形を利用した統一協会の組織である。物品販売を宗教法人本体がおこなうわけにいかないためであるし、統一協会員以外の日本国民からの経済的収奪のためと、伝道対象者の選別のために、物品販売は最も有効な方法だったからである。販売会社が階層構造になっているのは、下記引用のとおり、利益を分散し、脱税するためである。市民への販売行為を現実におこなうのは、統一協会の末端組織に所属する教会員である。その販売員と末端の販社との間には雇用関係も委託関係も指揮命令関係もない。統一協会の組織の責任者の指揮命令で、宗教活動（自身にとっては修行・統一協会にとっては伝道＝新しい犠牲者の再生産＝のきっかけと経済的収益のため）としておこなっているのである。末端

の販社の委託販売員を装わせるのは、物品販売目的であるとの外観を与えるためと、販売組織の末端販売員に偽装させた統一協会員に収益の大部分を帰属させたことにして、それを一切支払わず統一協会が領得して、確定申告もさせないで脱税するためである。

下記は靈感商法に関するものであるが、その後の物品販売についても、委託販売員を装って販売すること等基本構造は変わっていない。

ウ 脱税目的の販売組織と会計システム

溝口志津代（ハッピーワールド本社経理）の発言 昭和55年10月会計会議にて（以下、ハッピーワールド販売促進資料をほぼ全文引用する。）

（株）ハッピーワールドの取扱商品は各々3～4つの卸売段階を経て販売されていますが、経理はこれらの卸売販売を別々に考えるのではなく、経理上完全に一つの組織であると考えて下さい。この会計処理のシステムはいかに万物（注：この場合お金のこと）をこの世（社会）に渡さず（注：税金を支払わず）天の側（ハッピーワールド）に復帰するかという事に基づいています。経理はこの世の法律よりも天法を優先する分別された心情（注：統一協会のための行為はすべて善であるとの信念）で処理に当たって下さい。

卸売会社を数段階に分けたのは、そもそも利益の分散すなわち税務対策の為に考えられました。これでおわかりのように登記等により表面に出ている販社、代理店に利益をださず（税務対策）個人である委託セールスマン（統一協会員）に最終小売値の70%を利益として落とします。しかしこの方法では、個人の所得税問題が発生しますから、高額所得者となっている委託セールスマン（会員）をピックアップしておき、ハッピー本社の定期的人事移動の時に優先するなり、住民票を地方散らす等の指示に従ってください。私たちは天の知恵で税務署の目を逃れなくてはなりません。

さらに委託セールスマン（会員）に落とした70%の利益はハッピー本社に（注：献金であるから納入先は統一協会である。したがって、正確には「ハッピー本社を通じて統一協会に」となる）個人の必要生活費を除いて全額献金するシステムです。

各店舗は一体ですから、これは帳簿上の動きだけであって、店舗間では実際

の現金は動きません。ここに各経理が本社と連絡を密にして帳簿を作成する必要があります（注は本稿の著者による）。

3 残余財産の帰属先

ア 認定

統一協会は、平成21年6月23日、残余財産の帰属先を宗教法人天地正教とする決議を行った（35頁13～15行目）。

イ 焼け太りを防がなければ

(ア)強い危機感

この事実は、南東京教区事務所と同教区に対応する販売会社である有限会社新世に対する搜索差押、刑事摘発を契機に、それまでに積み重ねられていた警察の特商法違反による全国的な取り締まりに対して、統一協会が強い危機感を持ったことを示していると私には思われる。警察の捜査によって、証拠資料があげられて、特商法違反の行為が統一協会本部の指示による組織全体のものであると認定されたら、解散命令の申立がされる可能性があると考えていたのではないかと推測される。

(イ)ダミー宗教団体に帰属させる

残余財産の帰属先とされた宗教法人天地正教は、統一協会のダミー宗教団体である。統一協会が宗教法人天運教を乗っ取ることによって全国展開させた組織であって、実態としては統一協会の伝道部門を構成するものなのである。仏教系宗教である装いで抵抗感を減らして入信させ、仏教的な宗教行事をおこなって、因縁で献金させ、宗教的「教育」を行い、「大丈夫」と評価できた時点で、真の救い主は文鮮明であると証して、統一協会員としての「教育」をおこない、統一協会員として活動させるのである。その役割は、壮婦の伝道・教化課程のうち、ビデオセンターの前半部分（先祖供養祭と称して、預金の殆ど全てを献金させるまで）でおこなわれていることと同一である。役割の重複による非効率の故だと思うが、1999年、天地正教は統一協会に吸収されて活動を停止している。天地正教の地方組織がそのまま統一協会の地方組織教域（教会）となった例がある。私の個人的体験では、1989年、天地正教に「入

信」し、そこを經由して1992年に統一協会員になったという人物が、統一協会の教域（教会）の婦人部長をやっていたという例がある。

(ウ)想定される事態

以上のことを前提に統一協会を解散するとの命令の確定によって、清算手続き後の残余財産を天地正教に取得させるということになると、次のような事態が発生すると考えられる。

実際におこなわれることは、統一協会所有不動産の名義を天地正教に移転することと、全国の統一協会〇〇教会等の看板をとりかえることだけである。現金はそのまま天地正教に引き継がれ、預金も名義を変えるだけである。「宗教活動」は同じ建物で同じ指導者によって、継続して、おこなわれるのであろう。そうすると解散命令は、本当に看板をかけ替えたということだけになる。

実はそれだけではない。

解散命令による清算の終了は、信仰の自由を侵害されて信者とされた現在の信者達が有している（自覚させられていないのだが）、統一協会に対して請求しうる膨大な損害賠償債権の債務者（支払い義務者）を消滅させるという効果を持つ。そうすると、統一協会が負う最も本質的な債務が事実上消滅させられ、資産だけが天地正教と称する統一協会に交付されることになる。まさしく、統一協会の焼け太りという事態が生まれるのである。

(エ)その本質と対応策

以上のことを客観的に考えれば、残金財産を天地正教に帰属させるという統一協会の2009年の決議は、想定される解散命令に備えて、宗教法人法による解散命令の趣旨・目的を潜脱するために用意されていたものであることが明らかである。このような、あからさまに不正義な結果を、国民が強い関心を持っているこの問題で発生させることは、とうてい許されないだろう。至急、必要なら立法で手当することなどを含め、国として対応策を取るべきである。

他方、我々としては、残余財産の帰属先を天地正教とする決議の効力を検討していく必要がある。宗教法人統一協会は宗教法人に与えられた税法上の優遇措置を利用して不法行為の累積による資産を蓄積していた。被害者から収奪したその資産を、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をおこな

っていた統一協会のなかでも、情報の非開示（正体隠し）より悪質な、積極的に正体を偽って伝道するという活動を担っていた構成部分で、しかもその活動を止めて26年もたつ休眠状態（実体としては不存在）の統一協会のなかの天地正教と称する名ばかりのものに帰属させることなど、法を貫く正義の観念から認められるべきことではない。法人格が別だからという形式論にまどわされないことが大切であると思う。可能な限り統一協会と天地正教の関係性を立証する証拠を集めることが現時点では大事である。

宗教団体統一協会としての活動期間が長びく（清算事務が長期にわたる）ことも考えて、今の段階で正体を隠した勧誘活動を禁止する法制度の新設を考えるべきであろう。

統一協会は、「なお看過できない程度の規模の被害を生じ」させていると認定されて解散されたとしても、被害を生み出す深刻な問題状況は、そのまま残されている。そのような宗教団体の行動を把握する制度を新設すべきである。

4 統一協会の行為だが、責任原因は715条

ア 認定

30件では、統一協会の使用者責任が認定され、その余の2件では統一協会自身の不法行為が認定されている（50頁7ないし9行目）。

イ 30件についても、統一協会の行為であるとの心証を持っていたと推測できる

私が担当した4件のうち、甲、乙、丙事件では、靈感商法やその後の献金被害者の訴える献金・入信等勧誘等行為は宗教法人統一協会の宗教行為として行われていたことが認定されている。例えば次のとおりである。

第1章（注：統一協会の信者による経済活動）及び第2章（注：統一協会の信者による伝道・教化活動）において認定した信者の活動は、すべて被告（注：統一協会）の宗教活動として行われていた事実を左右すべき事情は何ら見当たらない（乙事件272頁10～12行目・注は本稿の著者）。

この判断からすれば、709条が適用されて然るべきところではあるが、責任原因としては民法715条によっていて、そうである以上、709条によるべしとの主張については判断がされていない。以下のとおりである。

そうすると、被告協会は、少なくとも、協会員の行った上記違法行為について民法715条1項に定める使用者責任を免れない。そして、被告協会において民法715条1項に基づく責任があると判断される以上、原告らの主張する民法709条に基づく請求や宗教法人法違反の主張については判断する要をみない（甲事件506頁下から7～4行目）。

上記3件で使用者責任が認められているのは、信者団体や信者個人が勝手にやっていて、統一協会は無関係なのに、被害者救済という法の趣旨からその責任が認められたということなのではない。統一協会の行為であることが明確に認定されていたうえで、なおかつ責任原因の根拠としては、結果として同じである715条が用いられているということなのである。

以上のとおり、32件の民事判決で明示的に709条で責任を認めたケースは2件であるとの認定はそのとおりであるが、残りの30件を担当したほとんどすべての裁判所においても、問われている信者の不法行為は宗教法人統一協会の宗教行為としておこなわれていると判断していると考えられるのである。靈感商法を例にとってみれば、被害者に接触する統一協会員は3～4名の限定的な人数であるが、それらの者の力によって、展示会が開催されているのではないことは誰が見ても明らかであるし、提出されるマニュアル等をみれば、すぐにそこには相当の規模の組織の存在が感じられるからである。

5 不法行為の成否の判断基準

ア 認定(要旨)

入信の経緯等の判断要素を多角的に検討しなければならない（65頁15行目から66頁15行目）。

イ 最高裁の示した判断基準の意義

本件決定は、不法行為の成否の判断基準を、宗教団体または信者の献金勧誘行為の場合のみならず、物品の授受を伴う勧誘行為の場合についても判示している。

ウ 献金の場合とその意義

そのうち、献金に関する判断基準（65頁15行目～66頁1行目）は、平

成6年7月11日最高裁判所第一小法廷言渡し判決の判断基準がそのまま踏襲されている。その判決の重要な点は、まず、「献金をしないことによる害悪を告知して、寄付者の不安をあおるような行為をしてはならないことはもちろんである」とされていることである。その上で、そのような行為がなかった場合にも、適切な判断をすることに支障を生ずるなどした事情の有無やその程度等を総合的に考慮して、社会通念上相当な範囲を逸脱する場合には違法と評価されるとされているのである。具体的には寄付者の属性、家庭環境、入信の経緯およびその後の宗教団体との関わり方等の判断要素を多角的な観点から検討することが求められるとされている。

この判断基準は統一協会のような、その人の信念（判断基準）を変えてから献金を勧誘してくる場合、すなわち、意思表示のその場面を切り取って評価すれば、詐欺、脅迫、畏怖、困惑させるような行為がない場合についての判断基準として有効な役割を果たしうると考えられる。「入信の経緯その後の宗教団体との関わり方」が判断要素とされていることによって、そのような役割を持ちうるようになったと評価されるのである（詳しくは拙稿 2024.07.

11 TJ事件判決の分析・<https://www.glo.gr.jp/TJjikenn-hanketsu-bunseki.pdf>)

そして、この判断要素は、信仰の自由侵害型訴訟で不法行為の内容そのものとして追及し解明してきたものと同じと推測される。畏怖困惑型訴訟では、意思表示の段階で畏怖困惑させられたことを理由に請求をおこなっていくのであるから、意思表示の場面における不法行為者の行為による意思決定の歪みを問題にすることになる。したがって、その論理の中からは、入信の経緯をも判断要素とする最高裁判決の考え方は生まれてこないように私には思われる。

エ 物品の授受を伴う場合の判断基準とその意義

(ア)その内容

本件決定は、物品の授受を伴った場合の勧誘行為が不法行為となるか否かについて判断基準をも判示している。物品に「客観的交換価値が乏しく、宗教的価値が専らである」場合には献金と同一の判断基準とすべしとされている。

「物品が客観的交換価値を有し、物品の購入と言えるような場合」でも、意

思決定の抑圧や生活状況等に照らして不当に高額といえるような事情があるなど、献金の判断基準に挙げられている判断要素を多角的に考慮することが求められると判示されている。いずれも、極めて妥当な判断である。

(イ)(ア)の判断基準の意義

この基準は実務において重要な役割を果たすであろう。その理由は、統一協会の物品販売のやり方すべてに対応できるからである。そのやり方は次の3つである。

① 因縁等を用いて、因縁に関心はあるけれども、まだ因縁を確信していないターゲットに対して、因縁で畏怖させたり困惑させたりして物品を買わせるというものである。これは、いわゆる靈感商法と、靈感商法を伝道活動に転用した伝道方法において伝道対象者を選別する目的で最初に設けられている印鑑や念珠等の販売にみられるものである。後者の手法は(有)新世の例のように刑事事件の対象になっているのである。

② 因縁を利用しつつ、しかし意志決定の段階では、脅迫もなく畏怖することもなく、困惑することも必ずしもない物品の売り方がある。例えば、靈感商法の商財であった大理石の壺が、天運石と名前を変えて、統一協会員になってからの信者に売られていた例などである。入信させる過程や信者にした後の教育・指導によって、因縁の存在を実感させ、因縁が不幸の原因であるとの信念を植え込んで、その状態につけ込んで販売する方法である。

③ 因縁的な要素を全く含まないで社会心理学の承諾誘導の技術のみを用いて売るやり方である。商材は着物、宝飾品、絵画等である。いわゆる定着経済といわれるものである。信者の親族・友人・入信過程の者等がターゲットとなる。信者自身も自己動員される。

①については民事事件でも不法行為として認められている。②については、その意思表示に至るまでの「教育」の過程を明らかにすることによって、意思決定の自由が阻害されていると認定されることが可能だった。③については、私の行った甲乙丙事件では全て不法行為の成立が認められた。信仰の自由侵害型訴訟においては、献金も物品の購入も違法に判断基準を改変された結果であって、法的には同じ評価を受けることだからである。しかしAKH事件や畏怖

困惑型訴訟では、請求が認められていない。AKH事件は裁判所が私の請求方式でとるべき判断基準を採用しないで、畏怖困惑型訴訟の判断基準を採用したからである。畏怖困惑型訴訟では、③については、かなり早期の段階で、その請求は否定されている。

実務は以上の状況にあったので、本件決定の判断基準が与える影響は大きい。

6 32件の民事判決の判断構造

ア 認定(要旨)

32件の民事判決の事実認定は、主張立証が尽くされた上で裁判所により信用性が吟味されている(68頁22行目ないし69頁3行目)。

イ 認定された事実が実際に存在した蓋然性は高い

本件決定は、32件の民事判決において認定された不法行為の判断要素に関する事実関係が実際に存在した蓋然性が高いと認定している(69頁1～3行目)。その理由が、「これらの事実に関わる原告及び関係者の供述につき反対尋問が経られているだけではなく、(統一協会)が提出・申請した書証及び人証も踏まえ、主張立証が尽くされた上で裁判所により信用性が吟味されている」(68頁23～26行目)からであるとされている。又、本件決定は、32件の民事判決で「上記(a)(68頁22行目～69頁3行目)のとおり共通して数多く認定されている事実関係は互いに相まって推認力を高め合う関係にある」と認定している(71頁9ないし11行目)。

ウ 裁判実務上の困難と本件決定の意味

まことにもっともな認定である。この判示の実務への示唆は大きいと思われる。その理由は、特に信仰の自由侵害型訴訟の場合に顕著な問題なのだが、統一協会の伝道・教化課程の全体を立証していくことはすでに達成されている成果(甲乙丙事件判決)を利用しなければ困難だからである。もちろんこれからでも集団で訴訟を行えばそのことは可能になるのだが、集団訴訟を行うことが困難になっている。同時期に我々のもとに依頼にくる人がいなくなっているのである。とすると1～2人の原告で訴訟をおこさざるを得なくなる。統一協会の事件の特性だが、本人の供述以外証拠が殆どないということが多い。受講

ノート等も破棄されている場合が多い。家族に知られたくない、もう忘れてしまいたいという気持ちから破棄する人が多いのである。統一協会の伝道・教化課程について専門的な証言をと考えても、適切な人はいない。以上のような状況なので、1～2人の原告の記憶のみによる戦いを強いられることになる。しかし、1～2人の記憶で統一協会の伝道・教化課程全体を論証することはまず不可能である。したがって、同じ事実が認定されている民事判決と、その判決の認定に用いられた証拠を全部提出して、統一協会の伝道・教化課程の全体を認定してもらい、その中に当該原告の場合をあてはめて判断してもらうことがどうしても必要になる。

ところが、裁判所の傾向として、本人及び本人に直接かかわった証拠のみに認定の対象を限ろうとする傾向が極めて強い。そのことを正当化する根拠は、私には判らないのだが……。例えば、甲乙丙事件で対象とされた時期及び場所が同一の伝道・教化課程を経由した人についてすら、甲乙丙事件とその認定に用いられた証拠を一切無視して判決を書いた裁判官もいた。そうであるから、そのような傾向を打ち破るため、本件決定の上記判示は極めて重要と思われる。

エ 原告代理人による供述の捏造という批判

本件決定は次いで、32件の民事判決の事実認定が誤っている、その根拠として原告の訴訟代理人による捏造等がされた供述により誤った事実認定がされているとの統一協会の主張を取り上げて、それを明確に否定している。すなわち、裁判所は、「双方から提出された証拠等を踏まえ、各裁判所が、それぞれの審級で独立して判断を行う中で……。認定がされたもの」（69頁11～14行目）で、統一協会の主張は採用することができないというのである。このことは裁判をやっている者にとってはあたりまえのことであるが、この判示の意味は今後の訴訟において大きいのだと思う。

統一協会の側には、原告作成の多数の証拠となりうる文書が残っている。統一協会は極めて頻繁にアンケート等をとったり、日記を提出させたりして受講生や信者の意識を把握しており、その文書を長期にわたって保存しているからである。訴訟で統一協会側代理人は、原告側の主張や証拠の提出が終わった段

階で原告の裁判における供述と矛盾すると判断される文書のみを選別して証拠として出してくる。そして、供述の捏造、そうしたのが弁護士であるという批判に広げていき、あまつさえ、それを理由に自分にとって不利な裁判所の事実認定を否定しようとするのである。そのような手法が不当であることを本件決定は明確に示してくれたのである。他方、原告代理人である我々としては、「こうであるだろう」という思い込みを排して、依頼者の話をよく聞き、注意深く、本人の記憶にしたがった訴訟活動をおこなうことが極めて大事なことである。

7 全国的同一性

ア 認定(要旨)

50年代の後半以降、(統一協会)の信者は、全国各地に多数拠点を置き、組織的に伝道教育活動を行うようになっていったこと、全国的に画一的な内容の活動が行われている旨が繰り返し認定されていること、実際にマニュアルや数値目標・ノルマ等が記載された文章について、その文言及び記載内容に時期や場所を問わず同一性・類似性があることが認定されている(72頁18～26行目)。

イ 実務の傾向からみて重要

裁判で統一協会は、伝道・教化活動は時代によっても地域によってもばらばらであるという主張をしているので、本件決定でこのような認定をされたことは大きい意味がある。甲事件で統一協会の証人として出廷した連絡協議会のNo. 2である小柳貞夫は「連絡協議会が」という虚偽を前提としてであるが、同一内容の伝道・教化課程を全国一斉に立ち上げたという趣旨の陳述書を提出している。そのような証拠を示し、統一協会は全国単一の中央集権組織だから、札幌の組織でおこなわれていることも、熊本の組織でおこなわれていることも本質的に変わらないと主張しても耳を傾けないばかりか、同一の教区内の隣の教域(教会)でおこなわれた事実すら無視する裁判官がいるからである。

8 顕在化していない被害の存在が否定されないこと

ア 本件決定が認定すること以外に、次のような要素がある。

正しいことと信じさせられて献金して、辞める理由が活動に疲れた、お金がなくなった、人間関係が耐えられないなどという場合、統一協会が与える恐怖心が長くその人を拘束している場合が多いのである。そのため、献金を返せなどと考えること自体が恐怖心を呼び起こすことになる。

正しいと信じて献金させられたため、その献金を返せという思いにそもそもならない、また返してもらえるとそもそも思っていないという人が圧倒的多数であろう。返還請求することができると思ったとしても、やらないという選択をする人も多いと思われる。その理由のひとつとして、夫の財産や家族の共同財産を黙って献金してしまっているというケースが多くあるからである。家族に知られるわけにはいかないという理由から請求になかなか結びつかない。又、家族にも隠している秘密さえ統一協会には握られてしまっている場合があり、それで請求を躊躇するという場合もある。

9 連絡協議会、または信徒会について

ア 認定

連絡協議会又は信徒会が（統一協会）から独立した別個の組織として存在していたというには重大な疑義がある（85頁22～25行目）

イ すでに決着済みのこと

解散命令の場合にも、統一協会が連絡協議会、あるいは信徒会の行為であると主張していることをこの決定によって初めて知った。いまだに同じことを言っているのか、という思いである。連絡協議会、および信徒会については、札幌の甲乙丙事件で徹底的に双方が争って、議論は尽くされている。そのうえで裁判所の判断は確定していて、連絡協議会、および信徒会と称するものは、統一協会がその組織の一部に、裁判対策上つけた名称にすぎないということになっている。

以上の諸事情にかんがみれば、宗教団体である被告の組織とは別個独立に、連絡協議会又は信徒会という信徒団体が組織されていたとは到底認めることができず、被告が連絡協議会又は信徒会として主張する組織は被告の一部を構成

するものであって・・・・・・・・。 (乙事件272頁7～10行目)。

以上